



教育に臨時はない 『講師裁判』を闘って

中 村 加代子

「三人の教師教壇へ」の大きな見出しで新潟日報に故・坂東克彦弁護士とともに丸山博子さん、宮本幸子さん、中村加代子の笑顔の写真が載った。（1974年（昭和49年）12月29日付）

私たち三人は

①正式な教員免許状を有する

②教員定数内である

③教諭と同じ職務を遂行している

として学校教育法施行規則のいう「講師」ではなく「教諭」である、行政訴訟をおこした。（1969年（昭和44年）9月22日）

丸山・宮本はすでに失職していたが、中村は統合予定の南魚沼郡大和町立大和中学校教神校舎に在職中で

あった。（町内の四つの中学校と二つの分校を一つの中学校に統合予定）

六年間にわたる裁判闘争の後（1970年（昭和56年）4月1日）教壇に復帰した。私は三十才・二人の子の母になっていた。

1990年代初めのバブル崩壊後、労働法制が規制緩和された。現在ではあらゆる分野で人件費を削り、利益を追求するため、非正規雇用・派遣労働が広がっている。教育の分野でも保育園・幼稚園・小中学校・高校・大学まで期限付き採用が蔓延している。さらに少子化・市町村合併が進み学校の統廃合が急速に進んでいる。

この時代に臨時教員・期限付き採用・差別採用につ

いて再考したいと思う。

一、講師裁判の経過

一、初期 裁判提訴前

全県で小・中学校の統廃合が進み、毎年度数百人もの若者が「講師・助教諭採用」となり、首切り要員・安全弁となっていた。新潟大学教育学部では、学生自治会役員・サークル活動家が正式採用されないことが続いていた。

「講師・助教諭の会」が組織され、同会により差別を告発し「私たちは告発する―教育の臨時工制度を」が毎年発行されていた。

大学は自治会役員名簿を県教委に提出したり、特別面接に就職担当教員が連れていくこともあった。学生自治会は「完全就職実行委員会」を作り県教委交渉も行われていた。

この時期教職員組合は臨時教員問題を積極的に取り上げてはいなかった。しかしこれらの地道な運動は臨時教員制度撤廃運動の出发点となった。

二 第一期 裁判提訴からの四年間（1969年・

1973年）

1969年

提訴前日「講師・助教諭不当差別の撤回を要求し、公判闘争を励ます会」結成。呼びかけ人代表 池田一男
9月22日 新潟地裁に提訴（正木宏裁判長 被告は原告が最後に勤務した市町村（北魚沼郡入広瀬村、燕市、南魚沼郡大和町）

10月 県議会総務文教委員会に「講師問題小委員会」が設置される。

「講師・助教諭採用をなくせ」と決議。

1970年

2月 訴えが却下される。

「市町村との間に身分を確認しても原告に利益はない」

3月 東京高裁に控訴

現職中村が三月末で期限切れのため地位保全の仮処分申請。父母とともに地元で署名活動・教委交渉するも失職。

4月 多数の講師・助教諭が定数内での講師採用を解消する方向に。正式採用となる。

5・7・10月 東京高裁で三回の公判

11月17日 新潟地裁へ差し戻しの判決（近藤元爾裁判長）

「三人が市町村との間に身分が確認されれば、当然県教委はその判決に拘束される」

励ます会では法律論だけでなく市民・労働者・全国に運動を広めることが勝利へ導くことになると確認する。

その後「新潟争議団連絡会議」（争議団共闘）が結成され、北越製紙解雇反対労組・BSN労組などと共闘。

1971年

1月 日教組全国教育研究集会で訴え、一万枚のビラ配布。全国臨時教員交流集会が開催される。

3月 新潟地裁差し戻し第一回公判（宮崎啓一裁判長）

9月9日 第三回公判

三人の履歴を中心とした準備書面を提出。

丸山が、七年間で十四校を転々とし失職したことを二時間にわたり陳述。

宮本は卒業時六百人の採用予定に二四五人しか応募がなかったこと。特別面接では「自治会での役員は…？」

あなたはどの派か…？勤務評定・君が代・国旗についてどう思うか…？「アカハタを読んだことはあるか…？」「そんな風にたてつくから現場で採りたがらないのですよ」等々の質問がされた。

中村は「学生運動をやっていたような者は正式採用されない」とまで言われた。

三人の教師としての実践・失職後の生活等について陳述。講師の歴史的経過とその実態・本質も詳しく陳述した。

11月 松原儀一元県教育長の証人申請が認められる。

1972年

2月 松原元県教育長の証人尋問。

教員採用が秘密・非公開で採用基準・手続きも行政の恣意にゆだねられている、差別人事を明らかにする核心に迫った。

日教組「教育黒書」、教育法令研究会で「講師裁判」が取り上げられる。高知県では「嘆きを怒りに」が出版され全国で臨時教員問題が問われる。

3月 多くの講師（200余名）が正式採用となる

4月 宮崎裁判長が転出し、土肥原光圀裁判長に替わる。

1973年

9月 「講師裁判早わかり」発行。五問五答、講師の実態、裁判とは、長崎明氏、渡辺喜八弁護士、中村栄三氏等の支援文も載り、支援闘争を広めるには非常に有効だった。

11月 土肥原裁判長忌避の申し立て。

裁判長の不当な裁判指揮に、他の争議団とともに忌避を申し立てる

第二期 四周年から証人尋問を勝ちとるまで

1974年

「臨時教員制度撤廃」の署名（一万人）分を県教委あてに提出。県教組へ支援要請、支援共闘会議の結成新潟市内各種団体に「ハガキ闘争」の訴え、団体署名の要請、「三人を職場に返せ」のビラまき（和解まで十数回、毎回2000〜4000枚を県庁前・古町・県内各地で実施）を裁判提起の「2のつく日行動」で県民・市民に訴える。大口カンパ活動。県教組が県教委と講師・助教論問題で交渉し、初めて失職者の復職を要請する。

7月 再開第一回公判

証人尋問の方向を確認―勝利への第一歩

同日初めて「励ます会」で県教委交渉

10月 第四回公判には二二名の弁護士と一名の補佐人がつく。

宮下美弘元管理主事の証人喚問を請求

全国で臨時教員問題での運動が起っており、岩手・埼玉・高知の実態が明らかになる。岩手・埼玉では定数内の臨時教員は「教諭」の辞令が出ている。

第三期 和解・調印・職場復帰まで

11月9日 被告弁護士団を通じ、県教委が「和解」を申し入れる。

11月12日 和解の準備交渉

原告を「教諭として復職させ、年内解決」の展望が示される

「五周年大集会」（400人の熱気あふれる集会）。高知より山下正寿氏、埼玉より猪狩良一氏参加。支援労組、坂東弁護士、原告より支援と勝利へ向けての決意が報告された。

12月4日・26日 和解交渉

12月28日 和解協定書の取り交わし調印

「三人を教諭として復職させる」（県教委は調印式の前に、県教組に和解する旨を伝えてきたと発言）

1975年

4月1日 原告団職場復帰（講師）

10月1日 原告団「教諭」の辞令交付

12月1日 訴訟の取り下げ

12月13日 講師裁判勝利を祝う会 開催

同日「励ます会」解散

二、講師制度と就職差別

1960年頃（代）は国民的運動の高まりと学校統廃合の嵐があった。「首切り要員、教員減の安全弁、就職差別」の（制度的）道具として講師・助教諭採用は使われてきた。

学校には学校教育法で校長等の職員を置くほかにその他の職員として「講師」があった。

この「講師」は「教諭の職務を助ける。常時勤務に服しないことができる」と定めている。原告三人（の職務内容）は教諭の職務を補助する職務ではなく教諭の職務そのものであること、常時勤務していたので「講師」ではなく「教諭」であると訴えた。

市町村立の学校の教員は免許状を有する者の中から県教委教育長が選考し、県教委が任命している。定数は県条例で定められ、市町村教委の意見を聞いて県教委が定めている。教員の採用は定数内の正式採用と定数外の臨時的任用とあるが、定数内は正式採用である。三人の原告は「その他の職員」には実質該当せず「講師」ではなく「教諭」そのものであると主張した。

「励ます会」では裁判の目的を三人の原告復職のみに狭めずに「臨時教員制度撤廃」とし、「臨時教員を正式採用に」「大学卒業生の採用差別撤廃」等を掲げた。この運動は教員のみでなくすべての働く者、県民の教育要求と一致し、戦いが発展した。

三人の原告を教諭として復職させたこと、200名以上の臨時教員を正式採用にさせたこと、九年・十年と講師だった人が正式採用になる等、臨時教員をなくす上で大きな影響を与えた。

他県でも新しい臨時教員制度が作られている中で県教委は次のように言明した。

「講師採用は原則として行わない。大学卒業生の就職差別は過去はともかく現在は行っていない」

この闘いを通じて広く県民に教師・教育の現状を訴

え、マスコミにも取り上げられる中で世論に一定の影響を与えた。

教員の働き方のブラックさが広がり、教員採用試験の受検者が減少し続けている現在、この運動はヒントを与えるのではないだろうか。

思想での就職差別

戦後の教員不足の中で、臨時的措置として設けられた講師が逆用されて、教員過員の際の「首切り要員」となり、「首切り要員」に隠された教員の「思想差別」があった。

本県のみならず全国の教育系大学での自治会やサークル活動家の多くが非公開の採用試験で不採用となっていた。本県では教員不足の中で一年期限の臨時教員として講師・助教諭採用がされていた。

原告宮本の特別面接で明らかになったように、「期待される教師像」に合わない者を排除していった。大学側は採用されるように、学生側は採用のために自主的活動を抑制するようになった。差別採用により学生・教師への攻撃の武器となり、たくみに利用されていた。教員間に差別を持ちこむことにより教諭・臨時教員間

で優越・劣等感を作り出していたのである。

和解後も採用試験の面接で願書に「赤いシール」が添付されていて、面接官が急いでとり去り「電話番号はこれでもいいですか」などと聞かれた臨時教員もいた。依然として採用にあたつて不明朗なことが行われていた。

女性差別

三人が教諭採用にならなかった理由が裁判の中で明らかにされた。

・採用試験の結果

- ・小学校での研究教科・中学校の免許教科
- ・当該校の男女職員構成比で男子がはしかつた

採用試験結果は全く無視され女性が差別されていた。近年私立医大の受検者への女性差別が明らかになったが、これは現在でもあらゆる職場で行われている。

和解

松原元県教育長の証人調べに続き、原告宮本の特別面接を担当した宮下美弘元管理主事の証人申請が行われた。

証人尋問で、教員採用の実態に迫ると差別採用や縁故採用等の不正さが明らかになることをおそれた県教委は和解を申し入れてきた。教員採用の不透明さが公になったこと、高知、岩手、埼玉、愛知、大阪等全国で臨時教員を中心とする運動の進展が和解・復職への道を後押しした。

新潟水俣病の原告側弁護団の支え、労働組合、県・市民の応援、「励ます会」会員の運動あってこそその三人の復職であった。支援した人々は裁判を自らの問題、国民の教育にかかわる問題として全国に広めてくれた。新潟日報は和解成立の記事の中で次のような解説を載せた。

「教員選考にかかわる『ウミ』が明らかに、県教委が講師解消へ動く大きな促進剤となった。教組・現場の教師、労働組合などが『励ます会』に結集し、教育の自由などの幅が広がった。教育制度・教育運動の両面に及ぼす影響は大きいと言える。」

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の施行

臨時教員取り扱い要綱が出される。

1975年（昭和50年）12月17日、県教委は

「新潟県市町村立学校臨時教職員取り扱い規程」を告示した。臨時教員の任用・給与・勤務時間・その他の勤務条件を定めたものである。

定数条例に規定する正規教職員以外の常勤の職員を一類・二類・三類と分けて新たな分断を生んだ。裁判で指摘された脱法行為を免罪するものであった。定員内講師を定員外講師に切り換えたり、再採用にあたって空白期間をおくものであった。

これまで継続勤務してきた臨時教員にとつて前途を塞ぎ生活の維持さえ保証されず一方的に首切りできるものであった。これは「講師裁判」の和解の精神をふみにじるものであった。

お産代用、病休などの代替教員のなり手がなくなり教育現場に重大な支障を与え、安心して産休・病休が取れなくなると指摘された。

復職後、そして現在

1976年、丸山は燕市立東小学校、宮本は味方村立味方小学校、中村は長岡市立東中学校に「講師」として復職した。夏の教員採用試験を受験し、一〇月一日「教諭」採用となった。

中村は、その後、長岡市内の四つの中学校に勤務し、定年退職した。

長岡北中学校在任中、初めて組合の支部役員に立候補したが落選した。その後も立候補したが落選し続けた。県本部の執行委員長選挙にも立候補したが落選した。その際に雪深い県内の学校分会をまわり「励ます会」の会員だった方たちに会うこともあった。大学の同期生に会うとほとんどが管理職になっていた。

その後、信任投票で長岡支部の副委員長になり、定年退職の年までつとめた。

1996年9月新潟大学の黒川勝己教授らと共に、パンフ「新潟県の教育をよくするために県による公教育をやめさせましよう」を発行し、県教育界の「学閥」問題を公にした。新潟日報も大きく取り上げ、学閥問題の特集も組まれ県民に広く伝え、本県教育界の暗闇が明らかになった。学閥に加入していないと管理職になれず、学閥は出世と異動の権限を現在でも握っている。

地域では「中学校給食の実現を」、「川西にも一つの県立普通科の高校を」、「障碍児学校を長岡に」の運動に参加していずれも実現することができた。ハイブ

長岡・近代美術館・長岡造形大学を見るたびに「信濃川河川敷裁判」を応援し続けたことを思い出す。なおか医療生活協同組合を結成する運動にも参加し、七〇歳まで理事をつとめた。

裁判中、行商しながら分会に訴えて歩いた際に背中に負ぶっていた長女は薬剤師として生協診療所の前に薬局を開いた。

不登校を考える親と教師の会から続く「コーヒープレイクの会」の活動も長い間続けて、学校と子ども・親との関係を深く学ばせてもらった。

町内では民生委員をつとめ、高齢者や子どもとのつながりをもった。高齢者の食事・交流会を作り今も続いている。

2015年（平成27年）裁判を提訴し失職した時の生徒たちが「還暦同級会」に招いてくれた。失職を認めず離任のあいさつもないまま去ったこと、裁判の結果復職し定年まで勤めたことを報告した。失職する前の生徒達の父母が運動してくれたことは今でも忘れない。顔を見て、思わず名前が口から出た生徒とは「五〇年近く経っても忘れていないんだね」と大笑いしあった。

裁判を自らの問題と受けとめ、国民の教育（権）にかかわるとして中心となった弁護士、励ます会に結集した方々、北海道から沖縄に至る全国各地の臨時教員運動をすすめた方々、みなさんの物心両面にわたる支援なくして教職復帰はなかった。

臨時教員制度をなくする、採用差別撤廃、教員採用の闇を公にすることは、「和解」という条件の中で実現できなかったのは残念であった。

健康そのものだった私が出産以外病院に入院したこともなかったが、七五歳を過ぎた時「間質性肺炎」で入院した。あやうく「酸素ボンベ携帯」になるところだったが現在は軽快してきている。戦後八〇年は私にとつては丁度八〇歳。これからも老体ながら健康に氣をつけてできることをやり続けたい。

支援していただいた方々に感謝を込めて：

（なかむら かよこ 長岡市）

今年も開催 平和のための戦争展

戦争展運動とは一言で「過去の戦争体験を風化させないで、若い世代に伝承し、2度とふたたび戦争の過ちを繰り返さない世論を作り上げること」です。新潟県では、2009年から始められました。新潟市で開催される主なテーマは「戦後80年 平和の願いを語り継ぐ」、名称は「平和のための戦争展」です。

開催期間

8月4日（月）から8月10日（日）まで

会場

新潟県民会館一階展示コーナー

催事の内容

1 パネル展

- ・ 加藤陽子（東京大学教授・歴史学者）著書「それでも、日本人は『戦争』を選んだ」で指摘された内容をまとめたパネル
- ・ 日本被団協が、ノーベル平和賞を受賞・1945・8・1すさまじい長岡空襲 等多数

2 その他の催事

8月9日（土）午後1時半から、3時頃まで
講演「満蒙開拓団——その国策移民とわが一家の足跡—— 須田一彦さん

（小東）